

スポンサー制度規則

2023年1月25日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という）と契約を結び資金を提供する団体と、連合が提供するサービスについての必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規則に基づいて連合と契約を結び、連合の組織運営及び連合が主催する学術大会開催に必要な資金を提供する団体をスポンサーとして定義する。

(スポンサーの募集)

第3条 連合は、別途定める募集要領に基づき、スポンサーを募集することができる。

2 スポンサーとなることを希望する団体は、連合の募集に応じて、別途連合が告知する期限までに応募し、連合との間でスポンサー契約を結ぶことで、当該大会への資金提供および連合からのサービスを楽しむスポンサーとなる。

(スポンサー契約)

第4条 スポンサー契約は、スポンサーの募集に応じて、スポンサーが提供する金額と連合が対価として提供するサービスの内容について、書面（インターネットを経由した文字情報の交換を含む）での合意により成立する。

2 契約金額への対価として連合が提供するサービスについては、別途定める。

(契約期間)

第5条 スポンサー契約の有効期間は、スポンサー契約成立時から、最長でスポンサー契約の対象となる学術大会が開催される事業年度内とする。

2 契約期間中の解約は認められない。

(契約の終了)

第6条 契約の終了を希望するスポンサーは、事業年度末までにその意思を連合に伝えることとする。

(契約の更新)

第7条 スポンサーが契約更新を希望しない旨を事業年度末までに連合に対して伝えない場合、契約は更新される。

2 更新回数については制限を設けない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

(1) この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(2) この規則は、2023年2月1日から施行する。